

平成学園 東群馬看護専門学校同窓会黄玉会会則

第1条 名称

名称は平成学園東群馬看護専門学校同窓会「黄玉会」と称す。

第2条 目的

本会は会員相互の親睦と母校の発展及び向上を図ることを目的とする。

第3条 事務所

本会の事務所は平成学園東群馬看護専門学校内に置く。

第4条 構成

本会は次の会員をもって構成する。

1. 正会員：平成学園東群馬看護専門学校を卒業した者。
2. 客員会員：平成学園東群馬看護専門学校を退職した職員。
3. 特別会員：平成学園東群馬看護専門学校の職員。

第5条 会費

正会員は本会の定める会費を納めなければならない。

第6条 会員義務

会員は住所、氏名、勤務先等の変更があるときは書簡を通じて本会事務所、または会長に連絡しなければならない。

第7条 役員

本会は次の役員を置く。

1. 会長1名（正会員より選出）
2. 副会長2名（正会員より選出）
3. 会計2名（正会員より選出）
4. 書記2名（正会員より選出）
5. 顧問1名（特別会員より選出）
6. 監査2名（正会員より選出）
7. 幹事若干名（正会員、客員会員、特別会員より選出）

8. 連絡委員（各卒業生毎に2名）

第8条 任期

役員は役員総会において選出を行い、その任期を4月1日から3年後の3月3日までの3年間とする。但し、再任を妨げない。

第9条 役員任務

（会長）会長は本会を代表し会務を処理する。

（副会長）副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはこれを代理する。

（会計）会計は本会の会計事務を担当し会長印のある証書により支払を行い全会計収入支出の細目計算書を作成し総会にて報告する。

（書記）書記は本会に関与するいっさいの事務を担当する。また、総会の記録、細目計算書、その他の書類を保管する。

（顧問）顧問は本会の重要な案件処理に意見を述べ、または相談に応じる。

（監査）監査は本会の決議及び承認、会計報告を検討し監査する。

（幹事）幹事は会計の指示に従い会務を執行する。

（連絡委員）連絡委員は同卒業期生を代表し、会長の指示に従い会務を執行する。また本会と会員間の連絡を行う。

第10条 役員総会

本会は3年毎に1回、その年の6月に総会を開く。なお、必要に応じて会長が臨時総会を開くことができる。

第11条 役員総会決議

役員総会の決議については出席者の3分の2以上の多数をもって決議する。

第12条 会計

本会の会計期間は4月1日から3月31日までとする。なお、予算・決算については役員総会で承認を得るものとする。

第13条 収入

正会員は永年会費として会費を納入しなければならない。総会当日の会費はその都度、総会参加者より必要額を徴集する。会費の増額については総会にて決定される。

第14条 支出

本会の目的遂行のために必要とする費用は会費の範囲内において支弁する。

第15条 事業

本会の事業内容としては次の事項とする。また事業遂行のために平成学園東群馬看護専門学校^{（注）}の施設を利用することが出来る。利用については平成学園東群馬看護専門学校が定める手続きを必要とする。

- 1．総会によって決議された事業計画の遂行
- 2．同窓会名簿の作成

第16条 報酬及び費用の支弁

役員及び顧問には報酬を支給しない。ただし、会務に要した費用は支弁される。

附則

本会は平成8年4月1日より施行する。

附則

この規約改定は平成18年11月11日から施行する。

附則

この規約改定は平成22年6月1日から施行する。